「印紙税不納付事実申出書」の記載要領等

この申出書は、課税文書の作成者が自ら作成した課税文書（印紙貼付の方法により印紙税を納付するものに限ります。）について、印紙税を納付していない旨の申出を行う場合に提出するものです。

記載要領

⑴　「申出者（作成者）」欄は、不納付となった課税文書を作成した者の住所（作成者が法人等の場合には、本店又は主たる事務所の所在地）、氏名又は名称（作成者が法人等の場合には、名称のほか、代表者の役職名（代表者であることを示す役職名）及び氏名）及び個人番号又は法人番号を記載します。

⑵　「課税文書の作成場所」欄は、不納付となった課税文書を作成した場所（印紙税の納税地）の所在地及び名称を記載します。

⑶　「課税文書」欄の「号別」及び「課税物件名」欄は、不納付に係る課税文書について、印紙税法別表第一（課税物件表）の「番号」及び「物件名」欄に記載された番号及び物件名を記載し、「名称」欄は、その課税文書の名称（表題）を記載します。

⑷　不納付に係る課税文書の号別、課税物件名及び名称が同一であり、かつ、作成年月（日）が同一であるときは、これらを同一の所持者又は所持者が明らかでないものごとにまとめて一行に記載しても差し支えありません。

⑸　「不納付となった理由」欄は、不納付となった理由（複数ある場合は、主な理由）の□にレ点を記載します。

⑹　この用紙に書き切れない場合には、「印紙税不納付事実申出書（次葉）」を使用します。

⑺　申請・届出書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

留意事項

過怠税が賦課決定された場合、当該過怠税は、その全額が法人税の損金の額や所得税の必要経費には算入されませんのでご留意ください。